



平成12年10月31日

厚生大臣 津島 雄二 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書

平成12年10月31日厚生省発老第139号をもって諮問のあった、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）及び居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号）の一部改正については、これを了承する。

なお、一本化に伴う市町村等のシステム改修に要する費用については、過重な負担とならないよう、国において十分な配慮を行うこと。